

(仮称) 新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び賑わい創出社会実験
企画運営業務委託

令和5年5月26日までに、質問書（様式1）によりいただいた質問に対する本市回答は、以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問事項	質問内容	本市回答
1	仕様書	5	第2章第1項(2)	「打合せ協議は、着手時、各種会議等の開催前後、成果品納入時とする他、必要に応じて適宜行う」とありますが、仕様書第1章第9項(1)の「定例打合せを月2回程度実施する」の中に含まれるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書	5	第2章第2項(2)	検討会の開催場所として、市役所内の会議室等を使用することは可能でしょうか。もし市役所内の会議室等の使用が難しい場合は、受注者側で会場を手配する必要がありますでしょうか。	会場賃借料につきましては、検討会形成支援や運営に必要な費用に含まれますので、原則会場を手配いただくこととなりますが、詳細につきましては、提案内容も踏まえ、受注候補者と別途協議します。
3	仕様書	5	第2章第2項(2)	検討を依頼する有識者の人数の想定はありますでしょうか。また、有識者の候補について、想定されている方がいましたらご教示いただけますでしょうか。	人数につきましては、検討会の運営手法（ワークショップ、勉強会等）により異なるものと考えており、運営手法と併せてご提案願います。また、有識者については、これまでの議論の経過や今後の課題解決に向けて適切な方をご提案願います。
4	公募型プロポーザル実施要領	4	第7章(1)カ	想定される再委託業者全てに「(様式6)協力業者調書」は必要でしょうか。	提案内容の実現にあたり、必要となる協力業者について、全て提出が必要です。
5	公募型プロポーザル実施要領	4	第7章(1)ウ	配置予定の担当者が、共同企業体のその他構成員に所属する者であることは問題ないか。	問題ありません。
6	公募型プロポーザル実施要領	4	第7章(1)ウ	共同企業体で応募する場合、参加表明書は代表者のみの提出で良いか。	代表者のみの提出で構いません。
7	公募型プロポーザル実施要領	4	第7章(1)イ、ウ、エ、キ	共同企業体の全ての構成企業が、1次審査において、イ・エ及びキ以降の必要書類の提出の必要があるという理解で良いか。	お見込みのとおりです。
8	説明会の当日配布資料	8	今後の検討の流れ	本業務の受託者であることで、令和7年度以降予定される事業者公募の際に応募制限等にはかからないと認識して良いか。	お見込みのとおりです。

(仮称) 新本庁舎低層部等一体的利活用検討会形成支援及び賑わい創出社会実験
企画運営業務委託

令和5年5月26日までに、質問書（様式1）によりいただいた質問に対する本市回答は、以下のとおりです。

番号	資料名	頁	質問事項	質問内容	本市回答
9	仕様書	6	第3章第1項(1)	賑わい創出社会実験にかかる経費については、整備費、備品購入費等も含めて全て本業務の委託費内に含まれるという理解で良いか。	お見込みのとおりです。
10	仕様書	6	第3章第1項(1)	社会実験終了後の備品等の取り扱いの想定はあるか、当業務委託費内で廃棄費用を見込む必要があるか。	当該業務で作成等の備品は、本市委託料から発生するものであり、成果品として発注者に帰属するものとします。詳細につきましては、提案内容も踏まえ、受注候補者と別途協議します。
11	公募型プロポーザル実施要領	6	第8章(1)イ	企画提案書（様式10）を作成するソフトは、枠等規定の書式を守れば、Microsoft officeのWordでなくても良いか	構いません。
12	評価要領	1	第1章(8)	共同企業体のその他構成員が過去、元請けとして行った業務は評価対象となると理解して良いか	お見込みのとおりです。
13	評価要領	1	第1章(8)	参加者がこの10年以内に別企業の吸収合併を行った経験がある場合、吸収合併対象の企業の実績も評価対象となるか	吸収合併の対象となった企業実績やノウハウ等が、新組織に継承されていることが前提となります。組織や事業の継承状況等が分かる資料等により判断いたします。